

富山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和 6 年 3 月 29 日

富山市議会告示第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 6 年富山市条例第 4 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第 1 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第 2 条第 2 項の規定による訂正は、訂正届（様式第 2 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第 3 条 議長は、条例第 3 条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正した部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）の請求は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 3 0 日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧をすることができる日は、富山市の休日を定める条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）以外の日とする。

3 閲覧をすることができる時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとし、正午から午後 1 時までを除くものとする。

4 閲覧の場所は、原則として、閲覧室とする。

5 閲覧の請求は、閲覧申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

6 閲覧をする者は、閲覧に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）閲覧文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆は行わないこと。

（2）閲覧時間を遵守すること。

（3）閲覧場所では、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等他者の迷惑となるような行為をしないこと。

（4）閲覧場所から、閲覧文書を持ち出さないこと。

7 議長は、前項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（複写に係る費用）

第5条 閲覧文書の写しの作成に要する費用の額は、富山市情報公開条例施行規則（平成17年富山市規則第6号）の例による。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）富山市議会議長

富山市議会議員

氏名

請負状況等報告書

富山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、前会計年度（ 年度）における富山市における請負について、次のとおり報告します。

請負の対象とする 役務、物件等の名称	契約締結 年月日	契約金額 (円)	前会計年度（ 年度） に支払を受けた金額 (円)

前会計年度に支払を 受けた総額	円
--------------------	---

（注）

- 1 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入
- 2 役務、物件等の内容が単価契約である場合には、契約金額の欄にその旨を記入

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）富山市議会議長

富山市議会議員

氏名 _____

訂正届

富山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）富山市議会議長

氏名 _____

住所 _____

閲覧申込書

富山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり閲覧を申し込みます。

年度	閲覧を求める範囲